

「茅ヶ崎みんなの食と元気と歯っぴい計画（素案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和2年11月25日（水）～ 令和2年12月24日（木）

2 意見の件数 15件

3 意見提出者数 2人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	0人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	茅ヶ崎みんなの食と元気と歯っぴい計画（素案）全般に関する意見	4件
2	第1部 計画の推進に関する意見	0件
3	第2部 第3次茅ヶ崎市食育推進計画に関する意見	3件
4	第3部 第2次茅ヶ崎市健康増進計画に関する意見	0件
5	第4部 第2次茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくり推進計画に関する意見	1件
6	資料編に関する意見	0件
7	パブリックコメントに関する意見	6件
8	その他計画に関する意見	0件
9	その他の意見	1件
	合計	15件

茅ヶ崎市保健所 健康増進課 健康づくり担当

0467-38-3331

e-mail: hokenjyo_kenkouzoushin@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■茅ヶ崎みんなの食と元気と歯っぴい計画（素案）全般に関する意見（4件）

(意見1)

健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、国民健康づくりをすすめるとありますが、個人生活そのものに関係してくることで、十分に個人の人権を守る(保障)（プライバシー含）ことを配慮してすすめてください。

(市の考え方)

健康づくりは日々の生活習慣改善など個人の生活に密着したものであると理解しております。健康増進計画に基づき、市民の皆様の健康づくりを推進するにあたっては、プライバシー等に十分に配慮して取り組んでまいります。市民の皆様一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、正しい知識を普及し、気軽に健康づくりに取り組める環境づくりを推進してまいります。

(意見2)

今年はコロナ感染症等により昨年より自殺者が増したり、収入が減少、食生活にも困っている人が増したりしているとか。「社会保障制度が持続可能なものとなるよう」と記してありますが、そのことにも配慮してすすめてください。

(市の考え方)

国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」では、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。）に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図ることが示されています。

本市におきましても、国の方針に基づき、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会へ向けて取り組みを進めてまいります。

(意見3)

その他パブコメに対する意見にも書きましたが、当計画、実施には十分な啓発（PR）をして実施して欲しい。

(市の考え方)

計画策定後の周知や、普及啓発事業等の実施にあたっては、市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、公共施設への配架、メール配信サービス、市役所内デジタル

サイネージの活用を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら、広く周知啓発に取り組んでまいります。

また、市民の皆様へ、日々の生活の中で活用していただくことのできる計画書の概要版を作成し、より分かりやすく計画について周知を図ってまいります。

(意見4)

茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例や当茅ヶ崎みんなの食と元気と歯っぴい計画（素案）を知らない人が多いのでは。

(市の考え方)

茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例につきましては、平成29年度～平成32年度の「ちがさき健康歯っぴい計画」等により周知をはかってまいりました。また今回の「茅ヶ崎みんなの食と元気と歯っぴい計画（素案）」につきましては、パブリックコメント実施のための周知を行っております。条例や計画についてご理解いただくための周知につきましては、今後も継続してまいります。加えて、市民の皆様へ、笑顔で心豊かな暮らしのための食育や健康づくりの取組について、計画書の概要版等を活用し、わかりやすく普及啓発を実施してまいります。

■第2部 第3次茅ヶ崎市食育推進計画に関する意見（3件）

(意見5)

22頁茅ヶ崎市内の小学生・中学生の食育への関心度は、「関心がある（計）」で小学生が $23.6+32.2=55.8\%$ 、中学生が $10.5+36.1=46.6\%$ と中学生が 9.2% 低く、「関心がない（計）」では小学生が $16.4+9.4=25.8\%$ 、中学生が $25.6+13.5=39.1\%$ と中学生が 13.3% 高くなっています。

中学生への食育への関心度を増すための施策が必要と考えます。

(市の考え方)

中学校での食育推進を図るため、小学校に在籍する栄養教諭をブロック毎に配置し、各小・中学校の実態に応じた食育に係る指導・助言を行っております。

担当栄養教諭は、支援校を訪問し、毎年7月に実施する食育アンケートの結果等を踏まえ、「食に関する指導の全体計画」の見直しを図り、各学校の食育推進の方向性を検討しています。

次年度は、食育への関心を高められるよう、「カリキュラム・マネジメント」の視点に立って、学校教育活動全体で食育に取り組むため、教科等横断的に食育の推進を図ってまいります。

(意見6)

中学生の食育関心度を増す施策提案

中学校への給食開始

第3次茅ヶ崎市食育推進計画に中学校への給食開始の戦略立案を明記する。

(試算)

- ・茅ヶ崎市内公立中学校 14校約 6000名
- ・セントラル方式の配給センター設備の拡充と建設費を試算
- ・ランニングコスト試算

$6000 \text{名} \times 20 \text{日} / 1 \text{ヵ月} \times 12 \text{ヵ月} = \text{約} 144 \text{万食} / \text{年}$

$\text{約} 200 \text{円} / 1 \text{食} \times 144 \text{万食} = 2 \text{億} 8800 \text{万円}$

市負担(補助)もしくは給食費徴収制かの討議開始

常々、他市町村でも中学生への給食提供が実績あり、食育への好影響を与えている事例は多数ありますので、是非実現化への議論を来年度からの第3次5か年計画に追記いただければと提案します。

(市の考え方)

本市では、安全・安心で栄養バランスの取れた昼食の提供と食育の推進のため、市立中学校給食の実現に向けて総事業費の比較を含めたさまざまな課題について調査検討を行った結果、令和2年3月に「茅ヶ崎市立中学校給食の実施方式のあり方」を策定し、「提供方法を弁当箱とする選択制デリバリー方式」が本市に適した実施方式のあり方であると整理しました。

中学校給食の実施に向けた取り組みについては、教育基本計画に示されており、引き続き関連各課とも連携しながら検討を進めてまいります。

(意見7)

食品の安全性、食品表示法における中学生の消費者教育拡充

中学生自身が食品を購入する機会は、小学生時より激増します。食品の安全性、とくに商品の食材表記や原材料、食品添加物の配合目的や使用意義を中学生時に消費者教育することは、10代後半～20代の自立した生活の成り立ちの際に非常に有益になると考えます。

第3次食育推進計画の施策に記載されています。

1「食の生産、流通、安全への理解」の具体的内容

- ・食品表示法の内容
- ・実際の食品商品の食材表示内容に触れる機会
- ・食品における安全性の考え方(毎日口に入るものがどういう内容で構成されるか)

を消費者教育視点で御検討願います。

(市の考え方)

「食の生産、流通、安全への理解」の具体的内容については、中学校の技術・家庭科、社会科等の学習内容に含まれております。引き続き、食の生産、流通、安全への理解を

深められるよう取り組んでまいります。

■第4部 第2次茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくり推進計画に関する意見（1件）

（意見8）

歯科健康診査等（各歯科医としては実施していても）市が実施している歯科健康診査には参加していない医院もあるとか、もっと（PR）啓発必要では。かかりつけ歯科医の推進と矛盾しないか。

（市の考え方）

歯科健康診査は、市民の皆様がかかりつけ歯科医としている歯科医院が多く会員となっている茅ヶ崎歯科医師会・藤沢市歯科医師会に委託し実施しています。両歯科医師会との連携を密にし、定期的な歯科医院の受診やかかりつけ歯科医を推進してまいります。

■パブリックコメントに関する意見（6件）

（意見9）

パブリックコメント（意見募集）例年も今年もこの時期6、7、8件ちょっと多すぎないでしょうか。

（意見10）

これではパブコメの意味もなくなってしまうのではないでしょうか。

（意見11）

それは当市自治基本条例や市民参加条例にも反さないでしょうか。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただく機会を設定し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の方法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆さまのご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえで、もっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えております。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

(意見12)

当パブコメの啓発（PR）も少なかったのでは。これではパブコメの応募者も少ないのではと思う。

(意見13)

新型コロナウイルス感染症により、多くの講座等が中止等となるなか当パブコメ実施も、もっと工夫できなかつたでしょうか。（延期等も含め）

(意見14)

ユーチューブ配信があつたとしても、デジタル（ユーチューブ含）等しない市民（国民）1～2割（10～20%）とか、その人にも配慮したパブコメ実施して欲しいです。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示、メール配信サービスに加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせるなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

■その他の意見（1件）

その他1件の意見をいただきました。